平成２３年（フ）第７４号
山形県東田川郡庄内町小出新田字村北79番地
債務者　仲條　裕子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
山形地方裁判所酒田支部
平成２３年（フ）第３１号
群馬県利根郡みなかみ町湯原584番地１
債務者　星野　貞治
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係
平成２３年（フ）第３２号
群馬県利根郡みなかみ町湯原584番地１
債務者　星野美佐子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係
平成２３年（フ）第３４号
群馬県沼田市上原町1576番地１　武井アパート２号
債務者　石塚　久松
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係
平成２３年（フ）第３５号
群馬県沼田市上原町1576番地１　武井アパート２号
債務者　石塚　タミ
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係
平成２３年（フ）第２９４号
群馬県高崎市吉井町小串1070番地12
債務者　新井　久子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部
平成２３年（フ）第３４０号
群馬県高崎市矢中町321番地６
債務者　荻原　代江
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部
平成２３年（フ）第１６７０号
さいたま市桜区西堀２丁目７番16号　第１さくら荘３号室
債務者　角田　忠雄
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２３年（フ）第６４３号
埼玉県ふじみ野市新田１丁目５番15号　新田ハイツ１－１号
債務者　小西　純一
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（フ）第６４４号
埼玉県ふじみ野市新田１丁目５番15号　新田ハイツ１－１号
債務者　小西　奈緒
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（フ）第７００号
埼玉県所沢市宮本町１丁目17番13号　アメリカンリバティ所沢９―203
債務者　大黒　美昭
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（フ）第７０４号
埼玉県ふじみ野市松山１丁目２番地６　グリーンハイツＮＯ１―102号室
債務者　池尻　勝美
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（フ）第７２４号
埼玉県入間市久保稲荷２丁目13番地３　グリーンプラザ１―201
債務者　長谷部恵久
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２３年（フ）第３９１号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3081番地52
債務者　新條　英司
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２３年（フ）第４２１号
埼玉県東松山市幸町14番25号　第一鈴木ビル202
債務者　橋本　和枝
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２３年（フ）第１６４号
千葉県旭市ニの6129番地
債務者　石橋　弘子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
平成２３年（フ）第１７６号
千葉県山武郡大網白里町南横川175番地10
債務者　喜屋武イリア
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係